

大綱（R元年6月策定）	法（R6年1月施行）	国計画（R6年12月策定）	県計画（高齢者保健福祉計画）（R6年3月策定）	手引き（R7年3月）
第1 基本的考え方	第一章 目的、基本理念	I 計画について	現状	2 計画の意義・目的
	第二章 計画	II 基本的な方向性	課題	3. 1 施策検討・実施時の留意点
第2 具体的な施策	第三章 基本的施策	III 基本的施策	取組の基本方針	3. 2 基本的施策ごとに留意すべき点
1 普及啓発・本人発信支援	1 認知症の人に関する国民の理解の増進 （実施主体：国及び地方公共団体）	1 認知症の人に関する国民の理解の増進等 ・学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進 ・認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）	①認知症に対する正しい理解の普及啓発と認知症バリアフリーの推進 ・認知症サポーター・認知症こどもサポーター・職域サポーターの養成 ・キャラバンメイトの養成 ・認知症メモリーウオーク等の支援 ・世界アルツハイマーデー月間の啓発活動 など ⑤本人や家族への支援と本人発信支援 ・ちばオレンジ大使や本人等による普及活動の支援 など	（1）認知症の人に関する国民の理解の増進等 （ア）一人一人の希望に応じた多様な「本人発信」のあり方を認知症の人と共に考える （イ）認知症サポーターの養成および活動につながる環境整備を認知症の人と共に推進する （ウ）教育機関や行政機関、企業等と連携し、分かりやすい周知・広報を継続的に実施する
2 予防	2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 （実施主体：国及び地方公共団体）	2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 ・認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進） ・事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定	①認知症に対する正しい理解の普及啓発と認知症バリアフリーの推進 ・チームオレンジ実施促進 ・認知症見守りSOSネットワークの構築促進 ・認知症ヘルプカードの利用促進 など	（2）認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 （ア）生活等を営む上での障壁（バリア）を認知症の人と共に明確にする （イ）ハード・ソフト両面における障壁の除去に向けた方法を認知症の人と共に考える （ウ）認知症の人の日常生活に係る多様な部局と連携する （エ）認知症の人の日常生活に係る多様な企業・団体と連携する （オ）認知症の人の「実現したい暮らし」を起点としてチームオレンジを整備する （カ）独居の認知症高齢者が社会的支援に繋がりがやすい地域づくりを推進する （キ）災害対応に向けた取組を地域の認知症の人と家族等の参画・対話を基に進める （ク）金銭管理や消費行動を安心して行える環境を整備する
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	3 認知症の人の社会参加の機会の確保等 （実施主体：国及び地方公共団体）	3 認知症の人の社会参加の機会の確保等 ・認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進） ・認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進） ・多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等	⑤本人やその家族への支援と本人発信支援 ・認知症カフェの普及 ・ちばオレンジ大使 ・本人等による普及活動の支援など ⑥若年性認知症施策の推進 ・若年性認知症対策の総合的な推進 ・若年性認知症コーディネーターの広域的な活動の推進 ・本人・家族等の交流会やつどいの拡充	（3）認知症の人の社会参加の機会の確保等 （ア）「社会参加」の機会を確保することの目的を認知症の人と共に考える （イ）一人一人の希望に応じた多様な「社会参加」のあり方を認知症の人と共に考える （ウ）多様なピアサポート活動等を促進する （エ）認知症の人の発信を地域の社会参加の機会の創出につなげる （オ）謝礼等を受け取る仕組みを活用しつつ、介護事業所等と企業等の連携を推進する （カ）若年性認知症コーディネーターと連携・協働し、自分らしい生活の継続を支える
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 （実施主体：国及び地方公共団体）	4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 ・認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定） ・認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等の関する情報提供	①認知症に対する正しい理解の普及啓発と認知症バリアフリーの推進 ・日常生活自立支援事業の推進 ・成年後見制度の推進 ・認知症の人の意思決定支援ガイドラインの普及 など	4 認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護 （ア）いかなる場合も本人に意思決定能力があることを前提とし、意思決定支援を促進する （イ）幅広い対象に対して、わかりやすい形で意思決定支援等に関する情報提供を行う （ウ）消費者被害防止に向けて機関を越えた連携体制を構築する
5 研究開発・産業促進・国際展開	5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 （実施主体：国及び地方公共団体）	5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 ・専門的な又は良質かつ適切な医療医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実） ・保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置） ・人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修のあり方の見直し）	③早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進 ・認知症疾患医療センターの設置 ・認知症初期集中支援チームの体制整備促進 ・認知症専門職における多職種協働支援体制の構築 など ④認知症支援に携わる人材の養成 ・認知症サポート医の養成・フォローアップ ・看護職員等認知症対応力向上の推進 ・認知症介護実践研修の実施 など	（5）保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等 （ア）都道府県・指定都市が中心となり、認知症疾患医療センターの課題やニーズを把握する （イ）認知症サポート医の活動や役割を明確にしつつ、地域の相談体制・医療提供体制を強化する （ウ）多様な専門職が訪問し、包括的にサポートする認知症初期集中支援チームのアウトリーチ機能を生かした連携体制を検討する （エ）各市町村での認知症地域支援推進員の位置付け・役割を明確にする （オ）若年性認知症の人の地域生活をサポートできるよう都道府県・市町村での連携体制を強化する （カ）緊急時にも認知症の人の意思を尊重できるサポート体制を構築する （キ）専門職の認知症に関する考え方をアップデートできるような教育体制を整える
	6 相談体制の整備等 （実施主体：国及び地方公共団体）	6 相談体制の整備等 ・認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備） ・認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）	①認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進 ・認知症ケアパスの活用推進 ③早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進 ・認知症疾患医療センターの設置【再掲】 ・認知症初集中支援チームの体制整備促進など【再掲】 ⑤本人やその家族への支援と本人発信支援 ・認知症相談コールセンターの運営など ⑥若年性認知症施策の推進 ・若年性認知症コーディネーターの広域的な活動の推進など【再掲】	（6）相談体制の整備等 <内容を検討する際の留意点> （ア）住民主体の活動等とも連携し、相談体制の整備と地域づくりを一体的に推進する （イ）認知症の人と家族等が互いに支えあう活動を推進する （ウ）多様な背景・ニーズをもった認知症の人と家族等に対する相談体制を整備する （エ）治療や介護と仕事の両立に向けた企業等の取組を支援する （オ）認知症の人と家族等と共に認知症ケアパスを作成・更新・周知する

大綱（R元年6月策定）	法（R6年1月施行）	国計画（R6年12月策定）	県計画（高齢者保健福祉計画）（R6年3月策定）	手引き（R7年3月）
第1 基本的考え方	第一章 目的、基本理念	I 計画について	現状	2 計画の意義・目的
	第二章 計画	II 基本的な方向性	課題	3. 1 施策検討・実施時の留意点
第2 具体的な施策	第三章 基本的施策	III 基本的施策	取組の基本方針	3. 2 基本的施策ごとに留意すべき点
	7 研究等の推進等 （実施主体：国及び地方公共団体）	7 研究等の推進等 ・予防、診断、治療、リハビリテーション、介護方法等の研究の推進、成果の普及 ・社会参加のあり方、共生のための社会環境整備、その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット、ICT等の開発、普及の支援）		（7）研究等の推進等 ※主に国で各種施策のあり方を検討し、取組を進めていく
	8 認知症の予防等 （実施主体：国及び地方公共団体）	8 認知症の予防等 ・科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集 ・地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断支援まで行うモデルの確立）	②認知症予防の推進 ・自立支援、介護予防及び重度化防止に関する市町村への支援 ・認知症予防の普及啓発 ・認知症チェックリストの普及啓発 など ③早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進 ・認知症専門職における多職種協働支援体制の構築 ・千葉県オレンジシートの普及 など	（8）認知症の予防等 <内容を検討する際の留意点> （ア）新しい認知症観に立って予防の趣旨・目的等の普及啓発を行う （イ）科学的知見を踏まえて取り組む事業・導入サービスを検討する （ウ）住民に身近な保健医療福祉サービス機関と専門的医療機関が連携して早期の気づき・対応を促進する
	9 認知症施策の策定に必要な調査の実施 （実施主体：国）	9 認知症施策の策定に必要な調査の実施 ・若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究	参考【再掲】 ③早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進（認知症専門職における多職種協働支援体制の構築、千葉県オレンジシートの普及、認知症地域推進員の活動充実促進） ④認知症支援に携わる人材の養成（認知症の職域パートナーの養成など） ⑥若年性認知症施策の推進（若年性認知症対策の総合的な推進（自立支援ネットワーク会議含む）	—
	10 多様な主体の連携 （実施主体：国）	10 多様な主体の連携（基本施策1～8の再掲） ・かかりつけ医・地域包括支援センター、認知症地域推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野的横断な取組の推進	—	—
	11 地方公共団体に対する支援 （実施主体：国）	11 地方公共団体に対する支援 ・地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援	—	—
	12 国際協力 （実施主体：国）	12 国際協力 ・外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信	参考【再掲】 ①認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進（世界アルツハイマーデー・月間における普及啓発活動）	—
	第四章 認知症施策推進本部	IV 重点目標等	—	3. 3 基本計画におけるKPIの考え方
		V 推進体制	—	—